

お客様 各位

バークレイズ証券株式会社

弊社グループ会社との非公開情報の共有について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は格別なご高配を賜り、誠に有り難うございます。

さて、いわゆるファイアー・ウォール規制が平成21年6月1日に改正された後、グループ内の会社間での情報の提供に関し、お客様に情報提供の停止を求める機会を適切に提供し、お客様が情報提供にご同意されない旨のお申し出をされない場合には、お客様に関する非公開情報をグループ内の会社間で授受し、共有することが可能となりました。そこで、弊社は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第153条第2項に基づき、お客様に関する非公開情報を弊社のグループ会社（弊社を含み、以下、個別に又は併せて「弊社グループ」といいます。）間で授受し、共有させて頂きたく存じます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 弊社グループとの間で授受を行う非公開情報の範囲

弊社が現在までに知りえたお客様に関する非公開情報（過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の業府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を指します。以下「非公開情報」といいます。）及び将来において知りうるお客様に関する非公開情報。尚、お客様が提供・受領を認めない旨を書面にて弊社に通知した特定の情報、或いはお客様と個別に守秘義務契約を締結した事項に関する情報は対象外とします。

2. 非公開情報の授受を行う弊社グループの範囲

非公開情報の授受を行う弊社グループは以下のとおりです。

- ・ バークレイズ証券株式会社
- ・ バークレイズ・バンク・ピーエルシー（東京支店を含む）

3. 非公開情報の授受の方法

グループ会社間の非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

4. 提供先における非公開情報の管理の方法

お客様に関する非公開情報の提供先である弊社グループにおいては、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり用いられたりしないよう、非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものといたします。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

お客様に関する非公開情報の提供先である弊社グループでは、弊社グループがお客様との間の取引関係を管理するため、および、弊社グループ各社がお客様に対して商品または役務を提案または提供する目的でお客様に関する非公開情報を利用することがあります。

6. 弊社グループとの間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

お客様が弊社グループとの間でのお客様に関する非公開情報の授受の停止を求めた後に弊社が取得したお客様に関する非公開情報については、弊社はかかる非公開情報を弊社グループの間で共有可能な非公開情報以外の非公開情報（以下「非共有情報」という。）として取り扱い、新たに、弊社グループに対してかかる非共有情報を営業目的のために提供いたしません。また、弊社と弊社グループの営業部門その他非公開情報を利用する部門の兼職者が、いずれのお客様の非共有情報にアクセスできるかを事前に決定し、他のお客様の非共有情報にアクセスできないよう必要な措置を講じることとします。ただし、弊社から弊社グループが受領済みのお客様に関する非公開情報については、情報提供先である弊社グループは、引き続き適切な管理をした上で保有し、当該非公開情報を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

7. オプトアウトの機会を提供するお客様

弊社は、お客様の情報を弊社グループ間で授受させていただく場合には、該当するお客様に対して個別にご連絡の上、事前にオプトアウトの機会の通知に関する書面を送付させていただいております。

弊社グループによるお客様に関する非公開情報の共有につき、ご質問又はお申出がごありの場合には、弊社営業担当者までご連絡ください。

敬具